

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十八条において準用する同法第九条第十一項の規定により、次の工作物の所有者又は管理者が次に掲げる措置を期限までに行うべきこと及び当該者が期限までにこの措置を行わないときは、奈良県知事が、当該者の負担においてこの措置を行うことを公告します。

平成三十一年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象工作物の表示

- 1 所在地 北葛城郡上牧町服部台五丁目三四九三番一、三四九四番一、三四九四番三、三四九六番一、三四九七番一及び三四九七番四
- 2 用途 広告塔
- 3 構造 鉄骨造
- 4 規模 高さ約十五メートル
- 5 築造面積 約五平方メートル

二 措置の内容

- 一 に示す工作物の外装材及び施設名称部分が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないように、除却、修繕その他必要な措置を行うこと。

三 期限

平成三十一年三月十三日

四 措置に要する費用

概算設計額 二、九九〇、〇〇〇円